

#### IV. サービスの質の確保

##### ケアマネジメント

ケアマネジャーが自分の作ったケアプランの質を検証できる能力を付与すること、第三者機関によってきちんと評価される仕組みが必要。

身近にいるホームヘルパーから見るとケアプランが合っていない実態も見られる。ケアプランにヘルパーの意見を盛り込むことやケア後の状況を書けるよう検討して欲しい。

在宅を継続できているケースはケアプランがしっかり立てられているが、今のケアプランでは突発的な事情の変化に対応できないとの指摘もあり、ケアプランの仕組みについての検証が必要。

ケアマネジャーの独立性・中立性が確保されるよう制度改正を行うべき。また、適正なケアプランが作成される体制を確立すべき。

ケアマネジャーがどこかの事業者に属している現状を改め、ケアマネジャーの独立を確保しなければ、公正なケアマネジメントは望めないのではないか。

ケアマネジャーの現状から言えることは、ケアマネジャーの力量不足や質の問題だけでなく、求められている仕事の量と質が限界に達していることにある。今回の報酬改定でも、独立した介護支援事業所の設立は非常に難しい。

報酬事務や事業者内報告に時間がとられ、会議の開催無しが23.4%というのは非常に問題。システムが機能していないと言ってよいのではないか。ケアマネージャーがその日暮らしに陥っていないか、50人というのが妥当かどうか、きちんと見ていくことが必要。

ケアマネジャーの質の問題は、施設・在宅ともに非常の多くの人数を必要としていることにある。施設には、介護計画・看護計画があることから、今後は、ケアマネジャーは在宅ケアに特化していくべき。

ケアマネジャーの受験資格の見直しが必要ではないか。

ケアマネジメントでは退院・退所計画が重要。

住宅改修・福祉用具の適正化のためにも、両方に詳しいケアマネジャーが必要。

<p>第3者評価・権利擁護</p>	<p>グループホームだけでなく、様々な介護サービスに対する第三者評価が必要。真剣に議論する必要がある。</p> <p>グループホーム以外にも、全国での施設サービス、在宅サービスに対する評価の取組について検証することが重要。</p> <p>第三者評価は行政主導ではなく市民を巻き込んだものであるべき。</p> <p>第三者評価は優れているところを評価していく視点が必要。</p> <p>成年後見人制度、地域権利擁護事業等の利用者の権利擁護も検証する必要がある。</p> <p>高齢者虐待に対する救済措置の在り方を検討すべき。</p> <p>要介護認定やケアマネジメントに関する苦情は、県の国保連だけでなく、保険者である市町村にも窓口を置くべき。</p>
<p>人材育成など</p>	<p>事業者は人員不足が問題。ヘルパーは登録型になってきており、教育が非常に難しい。労働環境、ヘルパーの質の向上について検討すべき。</p> <p>ホームヘルパーの現場は、事務作業量を処理するために人を置かなければならない状況だが、これをこなすための財源がない状態である。</p> <p>ホームヘルパーは登録型が多く、労働条件が大変悪い。介護労働者の仕事が社会的に十分評価されてない。在宅サービスの質を高めるため、全国共通の教育制度や研修、労働条件の向上が必要。訪問介護を担う労働者の労働条件の基準をきちんと決めるべき。</p> <p>現在の運営基準は常勤換算方法をとっているが、非常勤ばかり増加する事態となっている。職員の勤務形態と資格について議論すべき。また、施設関係者の資格についても議論すべき。</p> <p>介護老人福祉施設において、入所者へのケアの充実と質向上のために看護職の人員配置基準を引き上げを検討すべき。</p> <p>痴呆ケアを充実させるためにも、痴呆介護の指導者研修の場を全国3カ所ではなく、もっと整備すべき。</p>

<p>事業者の指導・監督等</p>	<p>悪徳業者対策については、本来、保険者である市町村が自らどういう取組をしているのかを被保険者にフィードバックすべき問題。</p> <p>事業者の指定権限の在り方など保険者の権限について検討すべき。(再掲)</p> <p>事業所の立入調査権など、保険者が都道府県と同程度の調査・指導権限が確保できるよう制度改正を行うべき。(再掲)</p> <p>高齢者が、勧められて要介護認定を受けると、要支援に認定されることは比較的難しくない。最近では要支援の利用限度額月6万円を狙って参入する事業者があり、悪徳商法というべきものも出てきている。貴重な介護保険の財源が不正に使われており、これが制度への信頼感を崩壊させる。これを放置してはならない。</p> <p>不正請求事件を見ても、介護サービス事業者の指定について何らかの対策が必要である。</p> <p>介護保険では、一般的に報酬請求がケアプランに適合していれば、そのまま支払われているのが現状であり、不正請求の事例は内部告発があって発覚したのがほとんどではないか。今後の見直しの中で、不正のチェックを制度的に担保できる方法を作れるかどうかは大きな問題と考える。(再掲)</p> <p>市町村が地域の介護サービスの提供を社協に委託し、他の事業者の参入を阻害しているという指摘もある。</p>
-------------------	---

<p>V. 要介護認定</p>	
<p>地域差</p>	<p>各都道府県ごとの認定率に大きなばらつきがあるが、申請者の割合、サービスの基盤整備、認定審査会が関係しているのか、きちんと検証することが必要。</p> <p>要介護認定者が非常に増えているが、認定に至らないようなものでも事業者から言われて主治医の意見書を取りにくるケースもある。現状を前提に、増えていくということではなく、もう少し踏み込んで分析した上で、将来の要介護認定者の数を出していくべき。</p> <p>認定率の地域差は、1次判定よりも2次判定に課題があるのではないか。また、かかりつけ医の意見書も見直しが必要ではないか。1次判定認定ソフトの精度を高め一次判定に重みづけをして、2次判定は非常に難しいケースや特異なケースのみ行うようにすれば、認定に係る事務も軽減できるのではないか。</p>
<p>認定の質</p>	<p>認定調査員の質の向上が必要。第1次判定の機能を高めることが必要である。</p> <p>サービスの質については、要介護認定のプロセスから検証する必要がある。訪問調査からニーズアセスメントにつながっていないことなど一連のプロセスを再検証すべき。</p> <p>本人の意思を未確認のまま代行申請した場合等に罰則を設けるなど、代行申請が悪用されることのないよう規制を設けるべき。</p> <p><u>認定審査会の開催頻度を減らすことに伴い、認定が適切に行われるか、利用者から見て不満がないか懸念している。</u></p>
<p>事務手続等</p>	<p>認定審査会等の簡素化、要介護認定の有効期間の拡大について検討すべき。</p> <p>要介護認定の有効期間を大幅（無期限）に延長すべき。また、原則として1次判定を活用することとし、医師の意見書提出の弾力化、認定審査会は新規、変更申請の場合に限るなど、認定事務の大幅な簡素化を行うべき。</p> <p><u>認定の有効期間の拡大は、例えば24ヶ月までを限度としてあとは自由裁量にしてはどうか。縛りはあまり強くしない方がよい。</u></p> <p><u>認定の有効期間の拡大は、要介護度4、5に限定しない方がよい。</u></p>

事務手続等  
(つづき)

認定審査会の効率化については、もう少し1次判定の精度を高め、初回の判定と更新時の判定で方法を変える、かかりつけ医意見書はポイントを押さえたものに絞るというように、重点化するところ、簡略化するところを分けて対応していくことが必要ではないか。

認定審査会の夜間開催を止め、委員間の報酬差について見直せばより要介護認定をよりスリム化できる。

認定を受けても2割はサービスを利用していない。この2割にかかる認定事務費は無駄だ。

事務費交付金を一般財源化するなら、税源委譲をやっていただきたい。

<p>VI. 保険料・納付金の負担の在り方</p>	<p>財政検証は、将来の予測を念頭に置くべき。高齢者にとっては、保険料がどうなるかという問題は非常に切実である。このままでは市町村ごとの格差が更に広がるのではないかと心配している。</p> <p>給付費の合理化をしている医療保険者と介護納付金の関係、1号・2号被保険者の負担の将来の見直しの中で、バランスある給付と負担の将来像を描けないと制度が持続しない。</p> <p>これから3年間はこのままでも大丈夫なのか、そうでないのかについて考えるべき。それによって見直しの方法が変わってくる。(再掲)</p>
<p>保険料等</p>	<p>1号保険者と2号保険者の関係については、65歳以上の人口割合で配分するのも一つの方法だが、要介護者数に基づいて配分してはどうか。</p> <p>税制の矛盾、世帯概念を持ち込んだ保険料の賦課方式を是正すべき。</p> <p>所得段階や被保険者世帯の実態に応じた保険料設定が可能となるよう見直しすべき。</p> <p>保険料の特別徴収は、全ての年金から徴収可能にすべき。</p> <p>遺族年金、障害基礎年金等すべての年金を特別徴収の対象とすべき。</p> <p>公平性の観点から考えた場合、遺族年金と障害者年金が普通徴収でいいのか疑問。本人の申請や同意を前提に特別徴収も考えていいのではないか。</p> <p>低所得者の定義を明確にし、抜本的・総合的な低所得者対策を制度上構築すべき。(再掲)</p> <p>保険料・利用料の減免を国の負担で行う制度を創設すべき。(再掲)</p> <p>広域連合内で給付・負担の不公平感があり、事務処理は一本で行うとしても保険料設定は広域連合内の区域ごとに差を付けることを可能とすべき。</p> <p>2001年の健保法改正の際、医療保険料とセットになっていた2号被保険者の保険料の上限率が外されたが、2号被保険者の保険料の上限の設定を検討課題とすべきである。</p>

<p><b>保険料等 (つづき)</b></p>	<p>条例で定める1号被保険者保険料と異なり、2号被保険者保険料はその決定プロセスが明確ではなく問題があるのではないか。</p> <p>2号被保険者保険料については、国民健康保険料と同時に徴収することからも、市町村にとって徴収率の低下など懸念。</p>
<p><b>国庫負担</b></p>	<p>給付費が増大するなか、現行制度で国は負担に耐えられないのではないか。</p> <p>費用をどのように国庫負担していくのかを考える必要がある。他の社会保障制度とも関連するが消費税の問題を取り上げて議論する必要がある。</p> <p>公費の負担の割合を増やしてもいいのではないか。</p>
<p><b>財政調整等</b></p>	<p>調整交付金を別枠にし、国の介護給付費負担金を25%定率とすべき。単に財政調整という問題ではなく、国庫負担の在り方という観点からの議論が必要。</p> <p>財政力の弱い保険者の安定を図るため、調整交付金5%を現行の25%の枠外とすべき。調整交付の算定基準に「施設補正係数」を導入し、保険者間の財政力格差を是正すべき。</p> <p>財政安定化基金の負担の在り方について是正すべき。</p> <p>財政安定化基金は、ランニングコストではなく貸付資金であり、別枠でやるのが筋。</p> <p>住所地特例の適用範囲を拡大すべき。</p> <p>痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）及び特定施設入所者生活介護（ケアハウス等）に住所地特例を適用すべき。</p> <p>保険者の超過負担となっている事務費交付金を是正すべき。</p>

VII. 他制度との関係等

制度の持続可能性と社会保障全般の制度横断的な視点から検討することが重要。負担と給付の両面から、医療、年金、介護について全体を常に見ながら介護の在り方を考えることが必要。

高齢者がどのようにして財政負担ができるのかを総体として論じていくことが大事。

高齢者医療制度の問題、国保の再編統合の問題、年金制度の問題など周辺の社会保障の状況が変化しているので、この点も含めた検証が必要。医療と介護の一体的提供については、医療系サービスの伸びは一桁であるのでこれをどう考えるか。

制度横断的な視点から、介護保険の施行によって社会的入院の是正がどういう状況になっているのかを検証する必要がある。

高齢者医療制度の創設がこれから議論されるが、介護保険との整合性をどうとるのか。

生活保護受給者の介護保険における取扱については国費で補う分を市町村や被保険者に転嫁しているだけであり問題がある。

療養病床の実態は病院と同じであり、介護保険の対象から除外し医療保険の対象とすべき。低所得者に対する住宅施策についても、関係省と連携して検討して欲しい。

高齢者・障害者の自立のため介護移送は重要。国が関係省で連携して積極的に取り組んで欲しい。

在宅介護支援センターの役割・位置付けを改めて見直し、整理すべき。